

# 東京成徳短期大学公的研究費管理規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）に基づき、東京成徳短期大学（以下、「本学」という。）における公的研究費の適正かつ効率的な運営・管理について定めるものである。

(定義)

**第2条** この規程にいう公的研究費とは、国又は地方公共団体等の公的資金配分機関から配分された研究資金をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、前条第1項の公的研究費を使用して研究活動を行う者及び公的研究費の運営・管理に係る業務を行う者をいう。

(研究者等の責務)

**第3条** 研究者等は公的研究費が社会から負託された資金であることを認識し、関連法令及び本学諸規程等を遵守し、公的研究費の適正な運営・管理及び公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。

2 研究者等はコンプライアンス教育を必ず受講し、自ら不正防止に努めなくてはならない。但し、本学に所属しない者については、自身が所属する機関におけるコンプライアンス教育をもって替えることができる。

(誓約書の提出)

**第4条** 研究者等は、前条の研究者等の責務について誓約し、誓約書を提出しなければならない。但し、本学に所属しない者についての誓約書については別に定める。

2 誓約書の提出を公的研究費の申請要件とし、提出がない者は公的研究費の運営・管理に関わることをできないものとする。

(最高管理責任者)

**第5条** 本学に公的研究費の運営・管理について大学全体を統括し、最終責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は学長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 最高管理責任者は不正防止対策の基本方針を策定し、広く内外関係者に周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

4 最高管理責任者は統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切な指導等を行わなければならない。

(統括管理責任者)

**第6条** 本学に最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は事務局長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 統括管理責任者は不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

**第7条** 本学に学科等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は科長及び事務局総務課長をもってこれに充て、職名を公開する。

3 コンプライアンス推進責任者は統括管理責任者の指示の下、次の役割を担う。

(1) 学科等における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、学科等の公的研究費の運営・管理に関わる教職員及び学生に対し、研修会や説明会等のコンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督及び理解度を把握する。

(3) 学科等の教職員及び学生が、適切に公的研究費の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

4 コンプライアンス推進責任者は自己の学科等内の管理監督範囲を区分し、それぞれに副責任者を任命し、区分ごとの日常的な管理監督を行わせ、その状況を定期的に報告させることができる。

(不正防止計画推進者)

**第 8 条** 最高管理責任者の下に、大学全体の観点から不正防止計画を策定・推進する不正防止計画推進者を置き、事務局総務課長をもってこれに充てる。

2 不正防止計画推進者は不正発生要因を体系的に整理評価した、不正防止計画を策定し、その実施状況を確認する。

(運用マニュアル)

**第 9 条** 最高管理責任者は、公的研究費の使用に関するルール等を明確化するために、「公的研究費の使用に関する運用マニュアル」(以下、「運用マニュアル」という。)を定め、すべての研究者等に周知する

2 運用マニュアルには、公的研究費の使用に係る研究者と事務職員との実務分担及び決裁権限と責任について定める。

(日常管理活動)

**第 10 条** 事務局総務課は、公的研究費の執行の都度、運用マニュアルとの整合性及び執行の状況を確認・把握し、コンプライアンス推進責任者に報告する。

(情報の伝達)

**第 11 条** 日常的な研究活動において、学内外から事前に相談できる相談窓口を、事務局総務課に置く。

2 公的研究費の不適切な運用に関する、学内外からの通報(告発)に応えるための窓口を、学校法人東京成徳学園法人事務局(以下、「法人事務局」という。)に置く。

(内部監査)

**第 12 条** 最高管理責任者は公的研究費の適正な管理のため、公的研究費の運営・管理に直接従事せず、高い倫理観を持つ教職員を内部監査担当者として任命する。

2 監査については、別途定める実施方法等により行う。また、必要に応じて学校法人東京成徳学園の監事及び会計監査人との連携を行う。

(不正への対応)

**第 13 条** モニタリング又は内部監査において不正又はその疑義を発見した場合には、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者にその事実を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合の対応は別に定める。

(細則)

**第 14 条** この規程に関して疑義が生じた場合には、理事長がこれを決定する。

2 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事長が決定する。

#### 附 則

1 この規程は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。

2 「東京成徳短期大学研究費管理規程」(平成 19 年 1 月 14 日施行)は、平成 27 年 3 月 18 日で廃止する。

#### 附 則

1 この規程は、平成 27 年 9 月 16 日から施行する。